

津市監査委員告示第7号

平成26年8月19日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年10月10日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成26年10月10日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 伊 藤 康 雄

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成26年8月20日付けで受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 村 田 正 人

3 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成26年9月30日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市が平成25年度町自治会交付金を小切手交付又は自治会長への個人名義の口座への振込みによって支払った自治会のうち44自治会については、当該交付金に係る実績報告が自治会長のみによる報告で、会計が作成した決算書が添付されておらず、また、会計監査も受けていないことから、当該交付金の使途に係る第三者によるチェック機能は皆無で、当該使途が検証できる客観的資料が存在しない。

また、実績報告書における町自治会交付金の充当関係の文字は同じ筆跡であることから市職員が記載したものと考えられ、使途に関する客観的資料にはならない。

以上のことから当該44自治会に係る平成25年度の町自治会交付金

の支出は違法なものである。

(2) 求める措置の内容

平成25年度に小切手交付又は自治会長個人名義の口座振込により支出した町自治会交付金のうち、使途に関する客観的資料が添付されておらず本来の使途に使用されたことが判明しないものについて市に返還させるとともに、平成26年度における自治会長個人名義の口座への振込みによる当該交付金の支出を差し止めるよう市長に勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を市民部対話連携推進室とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、市民部対話連携推進室が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

町自治会交付金は、町自治会活動を推進し、住民福祉の向上を図ることを目的として、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「補助金交付規則」という。）に基づく津市自治会交付金交付要綱（平成21年津市訓第12号）により予算の範囲内で定める額を自治会に交付するものである。

当該交付金の支払いについては、年度当初に各自治会から、町自治会交付金に係る請求書が提出され、当該請求書に基づいて市は概算で支払い、事業が終了した後、各自治会長から実績報告書の提出を受けている。

当該実績報告書の提出の際には、各自治会長に配付された「自治会に係る交付金等関係書類の提出について」に記載のとおり監査の押印若しくは自治会長の証明文と押印がある収支が確認できる資料又は会計の押印があ

る収支を確認できる資料が添付されている。

平成25年度については、小切手交付又は自治会長個人名義の口座振込により町自治会交付金の支払を行った65自治会のうち43自治会については自治会長の証明文と押印がある収支が確認できる資料の提出、残りの22自治会については、当該自治会の監査又は会計の押印がある当該資料の提出が行われている。

なお、請求人が主張する44自治会のうちの1つである葛城団地自治会については、請求人は自治会長個人名義の口座振込で収支が確認できる書類の提出は行われていないと主張しているものの、当該自治会については自治会名義の口座に振り込まれており、自治会長及び会計の署名と押印がある収支を確認できる書類が実績報告書に添付されていることが確認された。

以上のように提出された実績報告書及び収支が確認できる書類により市は町自治会交付金が自治会活動のどの部分に充当されたかを確認した後、交付を確定し、精算を完了している。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

本件監査請求は、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係る請求であることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

請求人は44自治会に係る町自治会交付金が小切手交付又は自治会長個人名義の口座に振り込まれているにもかかわらず、自治会長のみによる実績報告で、一部市職員が記載した文字も見られることから、収支が確認できる客観的資料は存在せず、改善措置をとらず交付された当該交付金は違法な支出であると主張している。

ところで、「公金の違法な支出」とは、普通地方公共団体の職員が、その

管理する公金をその職務に関する法令または条例の規定もしくは当該団体の議会の議決に違反し、または私利を図る目的でその任務にそむいて支出するか、あるいは支出するおそれがあると認められる場合をさすものと解すべきであって、職員が前述法令ないし議決によって定められた基準に従って公金を支出するものであるかぎり、職員の裁量的行為については、それが裁量権の濫用にわたるものでなければ、その制限禁止を求めることはできないとする判決がある（昭和30年11月7日名古屋高等裁判所金沢支部判決）。

当該判決の違法な支出の基準に従い、今回の支出が違法なものであるかどうかの検討を以下のとおり行う。

まず、法令又は条例の規定に違反しているかについてであるが、当該交付金に関しては、条例が存在しないため、補助金交付規則及び当該規則が根拠としている地方自治法第232条の2に違反しているかについて検討してみる。

補助金交付規則第12条には「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない」と規定されている。

請求人が主張する44自治会のうち43自治会については、当該主張のとおり、提出された実績報告書に係る収支の証明は自治会長のみであり、会計等の第三者による客観的な証明は行われていない。

しかしながら、現在の補助金交付規則には客観的証明ができる書類等の必要性については何らの言及もされていないことから、第三者による客観的な証明がされていない実績報告書についても、当該規則に違反するとは判断できない。

次に、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている地方自治法第232条の2に違反しているかについて検討する。

津市自治会交付金交付要綱によると町自治会交付金は自治会活動を促進するための防犯灯の維持管理、地域行事の実施、広報配布その他の町自治会活動に要する経費を対象としている。

市は、自治会から提出された実績報告書により当該交付金について当該要綱に規定する防犯灯の維持管理等の公益上必要であるものに充当されて

いるかの確認を行い、交付を確定している。当該確認については、当該交付金の支給方法のいかん及び第三者による客観的証明の有無に関わらず、すべての自治会に対して行われていることから、自治会長への当該交付金の支給方法及び客観的証明の有無が公益上の必要性を左右するものではない。

また、議会の議決に反しているかについては、当該交付金については、公益上、必要なものに使用されると認められることから、毎年度、予算計上され市議会においても予算が認められている。前述のとおり、公益上必要なものへの使用の確認が行われ、支出が確定している以上、当然に議会の議決に違反するものではない。

続いて私利を図る目的でその任務にそむいて支出しているかどうかであるが、前述のとおり、提出された実績報告書により充当額の確認が行われていることから、市職員が私利を図る目的で支出できる余地は認められない。

さらに、以上の理由により法令又は条例の規定若しくは議会の議決に違反し、又は私利を図る目的でその任務にそむいて支出するおそれがあるとも考えられない。

以上のことから、自治会長への小切手交付及び自治会長個人名義口座への振込みの場合における、客観的証明がない実績報告書の提出が違法な支出につながるとは認められない。

また、請求人により提出された事実証明書においても違法な支出の根拠は認められなかった。

よって請求人の主張は容認できないものと判断した。

第4 意見

監査の結果、客観的に違法な支出の存在が認められないことから、請求人の主張は容認することはできないものであったが、今後の公金のより適切で安全な管理の観点からも、取扱基準の明確化及び実効性の確保並びに実績報告書の見直しも含めて自治会交付金事業のより適切な運営を期待するものである。

以上